

# 外国人研究者等総合保険制度の ご案内

〈海外旅行総合保険〉

日本国内の研究機関や大学で働く外国人研究者等の生活支援を専門とするJISTECが  
"外国人の立場に立って"開発した保険制度です！  
受入れ機関の皆さまの事務負担も軽減されています！



長期滞在(雇用)・  
短期滞在(招へい)  
ともに補償!!

簡便な手続きで  
漏れなく補償!!

保険料は  
後払いでOK!!

キャッシュレスで  
治療可能!!

# 外国人研究者等総合保険の概要

保険種類	海外旅行総合保険		
契約者	公益社団法人科学技術国際交流センター (JISTEC)		
被保険者 (補償対象者)	JISTECにより本保険制度の利用を承認された機関が、雇用または招へいする目的をもって、海外から来日させる者		
補償内容 (1名当たり)	補償の種類	保険金額	事故事例
	傷害死亡・後遺障害保険金	1,000万円	階段から転落し死亡した・交通事故によって重度の障害が発生した
	治療・救援費用保険金	1,000万円	研究中にやけどをして病院で治療を受けた 風邪をひいて病院で治療を受けた 3日以上入院したため、母国から親族が来日した
	疾病死亡保険金	1,000万円	肺炎により死亡した
	賠償責任保険金	1億円	自転車を運転中通行人にぶつかりケガをさせた

\* 補償内容の詳細に関しましては、P.4以降の「補償内容のご説明」をご確認ください。

## キャッシュレス治療

- 病気やケガになり、医療機関を受診する場合、費用の立て替えの必要がありません!!
- 日本語が不自由な場合でも、簡単に手続きすることができます。
- JISTEC、保険会社、および代理店の万全なサポート体制による独自のサービスです!!
- 原則<sup>\*</sup>医療機関の指定もありませんので非常に便利!!  
\* 医療機関の都合によりキャッシュレスが使えない場合もあります。



## サポート体制

- 原則英語での問い合わせにも対応しております。
- 外国人研究者等向けの英文の資料もご用意しております。
- 外国人研究者等に帯同して来日されるご家族の補償についても、担当代理店で対応可能です。

\* ご家族に関しましては、外国人研究者等総合保険の対象となりませんのでご注意ください。



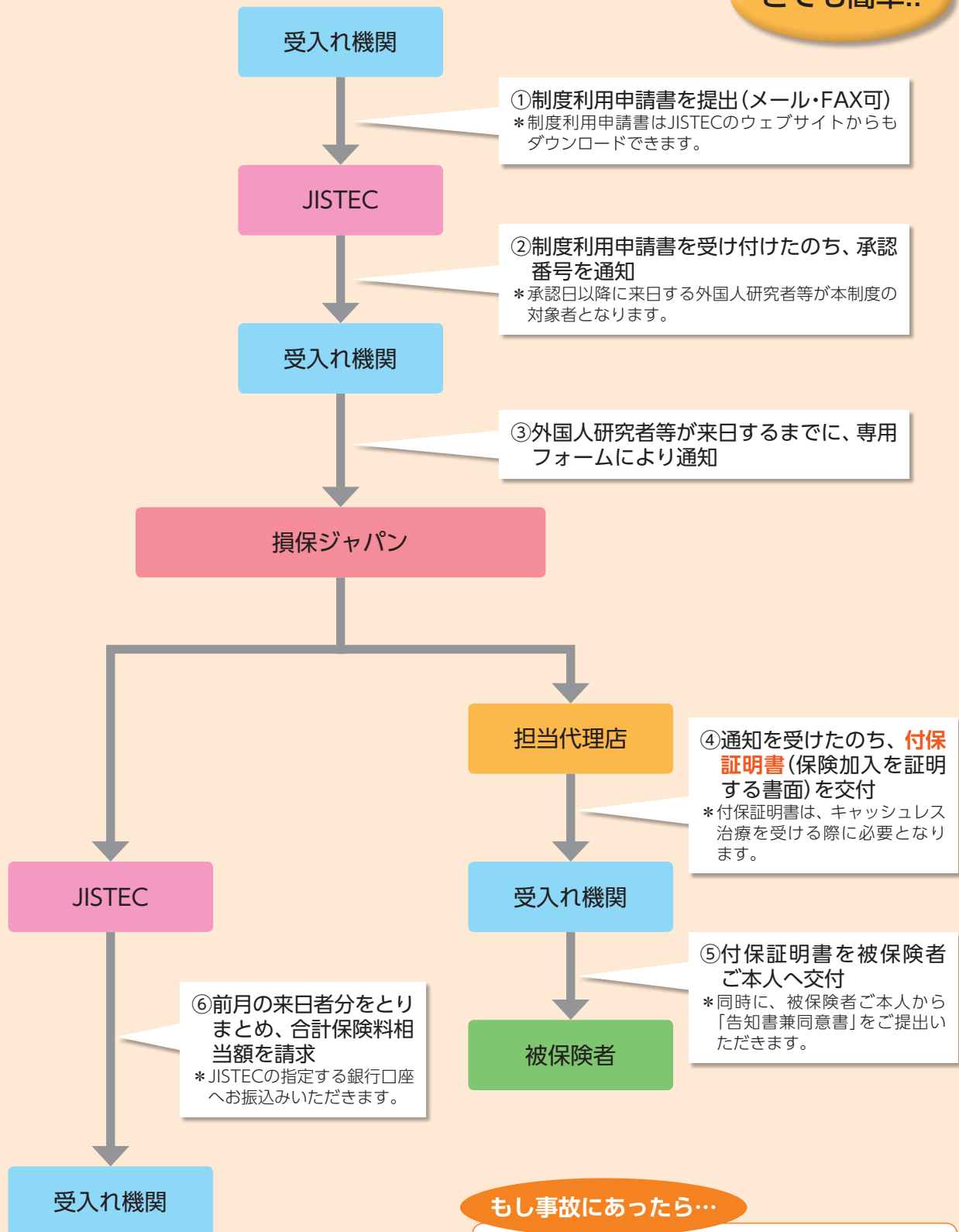
## 保険料(1名当たり)

保険期間	合計保険料	保険期間	合計保険料
1日	1,610円	25日まで	16,030円
2日	1,780円	27日まで	17,790円
3日	2,140円	29日まで	21,060円
4日	2,490円	31日まで	21,470円
5日	2,790円	34日まで	25,000円
6日	3,050円	39日まで	29,040円
7日	3,260円	46日まで	33,140円
8日	3,450円	53日まで	39,330円
9日	3,730円	2か月まで	48,500円
10日	4,150円	3か月まで	65,850円
11日	4,900円	4か月まで	85,790円
12日	5,370円	5か月まで	112,110円
13日	5,990円	6か月まで	137,810円
14日	6,120円	7か月まで	161,930円
15日	7,860円	8か月まで	188,130円
17日まで	8,800円	9か月まで	245,270円
19日まで	11,700円	10か月まで	312,060円
21日まで	13,680円	11か月まで	358,440円
23日まで	14,880円	1年まで	413,180円

\*この表に記載のない補償期間の保険料につきましては、別途、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 制度利用方法(概要)

とても簡単!!



### もし事故にあったら…

付保証明書(保険加入を証明する書面)を持って医療機関へ受診ください。

## 補償内容のご説明

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●故意または重大な過失</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等</li> <li>●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</li> </ul>
傷害後遺障害保険金	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額を限度とします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠、出産、早産または流産</li> <li>●脳疾患、疾病または心神喪失</li> <li>●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(傷害後遺障害保険金のみ)</li> <li>●自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など</li> </ul>
治療・救済費用保険金	<p>次に掲げる費用のうち現実に支出した金額をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な額とし、ケガまたは病気等の事由の発生1回につき、治療・救済費用保険金額を限度とします。</p> <p><b>【治療費用部分】</b> 被保険者が以下の①～③のいずれかに該当したことにより、以下のア.～キ.等の費用<sup>(※1)</sup>のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額<sup>(※2)</sup>をお支払いします。ただし、①に該当した場合は事故の発生の日から、②または③に該当した場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に受けた治療に要した費用にかぎりず。</p> <p><b>&lt;お支払対象となる場合&gt;</b></p> <p>■傷害治療費用 ①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、医師の治療を受けた場合</p> <p>■疾病治療費用 ②責任期間中に発病した病気<sup>(※3)</sup>または責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに発病した病気の原因が、責任期間中に発生したものに限りず。</p> <p>③責任期間中に特定の感染症に感染したことにより、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p> <p>(※1) 国内外を問わず治療を受けた被保険者が病院等に直接支払う費用をいいます。ただし、健康保険・労災保険および海外における同様の制度等により直接支払う必要のない費用は除きます。以下同様とします。</p> <p>(※2) カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療のために支出した金額は対象になりません。</p> <p>(※3) 責任期間開始前から発病していたと医師が診断した場合(既往症や持病)等は、被保険者の自覚の有無を問わず対象になりません。</p> <p>(注) 病気の原因の発生時期、発病の時期、治療を開始した時期等は医師の診断によりず。</p> <p>以下、治療・救済費用において同様とします。</p> <p><b>&lt;お支払対象となる主な費用&gt;</b></p> <p>ア. 医師または病院に支払った診察費・入院費等の費用 イ. 義手および義足の修理費(ケガの場合のみ) ウ. 入院または通院のための交通費 エ. 治療のために必要な通訳雇入費 オ. 保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 カ. a. 入院により必要となった国際電話料等通信費     b. 入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度とします。)</p> <p>ただし、1回のケガまたは1回の病気につき、a. b. を合計して20万円を限度とします。</p> <p>キ. 当初の旅行行程を離脱したことで必要となった当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費および宿泊費。ただし、払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引いてお支払いします。 など</p> <p><b>【救済費用部分】</b> 被保険者が以下の①～⑦等のいずれかに該当したことにより、以下のア.～カ.等の費用のうち保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した金額をお支払いします。</p> <p><b>&lt;お支払対象となる主な場合&gt;</b></p> <p>①責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、継続して3日以上入院された場合 ②責任期間中に発病した病気(妊娠、出産、早産、流産、および歯科疾病は含まれません。)により継続して3日以上入院された場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合にかぎりず。</p> <p>③責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ④責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合 ⑤責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは自殺行為により、事故の発生または行為の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p>	<p><b>【傷害治療費用部分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●故意または重大な過失</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等</li> <li>●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産</li> <li>●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</li> <li>●自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</li> <li>●脳疾患、疾病または心神喪失 など</li> </ul> <p><b>【疾病治療費用部分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●故意または重大な過失</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産</li> <li>●歯科疾病</li> <li>●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</li> </ul> <p><b>【救済費用部分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●故意または重大な過失</li> <li>●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等</li> <li>●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転(いずれも事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガにより死亡された場合を除きます。)</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為(責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときを除きます。)</li> </ul>

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
治療・救済費用保険金	<p>⑥病気または妊娠、出産、早産、もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡された場合</p> <p>⑦責任期間中に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつその後も引き続き治療を受けていた場合にかぎりませす。</p> <p><b>&lt;お支払対象となる主な費用&gt;</b></p> <p>ア. 遭難した被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用</p> <p>イ. 救援者<sup>(※1)</sup>の現地<sup>(※2)</sup>までの航空機等の往復運賃(救援者3名分を限度とします。)</p> <p>ウ. 現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。)</p> <p>エ. 治療を継続中の被保険者を自国の病院等へ移転するための費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃および治療費用部分で支払われるべき費用は差し引いてお支払いします。</p> <p>オ. a. 救援者の渡航手続費 b. 救援者・被保険者が現地で支出した交通費 c. 被保険者の入院・救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費 ただし、治療費用部分で支払われる費用を除き、a.～c.を合計して20万円を限度とします。</p> <p>カ. 被保険者が死亡した場合の遺体処理費用(100万円を限度とします。 )および自国への遺体輸送費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃等は差し引いてお支払いします。</p> <p>(※1) 現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。 (※2) 事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。</p>	<p>〈前ページより続きます。〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</li> <li>● 妊娠、出産、早産または流産による入院</li> <li>● 歯科疾病による入院</li> <li>● 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</li> </ul>
疾病死亡保険金	<p>以下の①～③のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>①責任期間中に病気により死亡した場合</p> <p>②責任期間中に発病した病気または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合にかぎりませす。</p> <p>③責任期間中に感染した特定の感染症により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 故意または重大な過失</li> <li>● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>● 戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃物質等</li> <li>● 妊娠、出産、早産または流産</li> <li>● 歯科疾病 など</li> </ul>
賠償責任保険金	<p>責任期間中に偶発な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物(宿泊施設の客室、宿泊施設のルームキー、賃貸業者から被保険者または契約者が賃借した旅行用品等を含みます。)を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額(※)はありません。)</p> <p>ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、賠償責任保険金額を限度とします。</p> <p>(※) 支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。</p> <p>(注1) 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。</p> <p>(注2) 賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(注3) 示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 故意</li> <li>● 戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃物質等</li> <li>● 被保険者の同居の親族、旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任</li> <li>● 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>● 心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>● 航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>● 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(※)</li> </ul> <p>(※) 次の損害に対する損害賠償責任はお支払いの対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(宿泊施設のルームキー、客室外のセイフティボックスのキーを含みます。)</li> <li>・ 居住施設内の部屋、部屋内の動産(建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。)</li> <li>・ 賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品 など</li> </ul>

(注) すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金を支払うべきケガや病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

## お手続きにおける注意事項

### <商品の仕組み>

外国人研究者等総合保険は、海外旅行総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

### <告知書兼同意書のご記入にあたっての注意点(告知義務等)>

■告知書兼同意書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

■被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、告知書兼同意書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項> この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の生年月日
- ★日本滞在期間
- ★現在の既往症や持病等の健康状態
- ★他の保険契約等の加入状況

■口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

■告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

### <死亡保険金受取人の変更について>

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。また、企業等を死亡保険金受取人とする場合は、被保険者となる方に、この保険の加入についてご家族等に対し説明していただくようお願いください。

### <保険期間について>

保険期間は、渡航期間にあわせて設定してください。保険期間中であっても、旅行行程開始前および旅行行程終了後に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。

### <ご契約者以外に保険の対象となる方がいらっしゃる場合>

被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご契約内容について、ご家族等に対し説明していただくようお願いください。

### <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### <補償重複について>

補償内容が同様のご契約(※)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

(※)海外旅行総合保険以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。

### <補償重複となる可能性がある主な補償・特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
海外旅行総合保険の賠償責任補償特約	自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約

### <保険料について>

■保険料は被保険者の保険金額、保険期間等により決定されます。なお、旅行先で危険なスポーツ(たとえばピッケル等の登山用具を使用する山岳登山・ハンググライダー搭乗等)等をされる場合は所定の割増保険料が必要です。あらかじめ所定の割増保険料をお支払いいただけない場合、保険金を減額することや、お支払いできないことがあります。

■保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時払等となります。

### <付保証明書>

付保証明書は大切に保管してください。また被保険者ご本人が病院で診療を受ける際には持参してください。

### <加入後における留意事項(通知義務等)>

(1)雇用また招へいの期間が変更された場合  
遅滞なくJISTECまたは取扱代理店までご通知いただく義務(通知義務)があります。

(2)重大事由による解除等  
保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### <解約と解約返れい金>

ご契約を解約される場合は、取扱代理店またはJISTECにお申し出ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちいまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご注意ください。

## その他の注意事項

### <保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

### <個人情報の取扱いに関する事項>

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

### <代理店の役割について>

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいても有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

## <用語のご説明>

このパンフレットにおいて、主な用語の定義は以下のとおりです。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
既往疾病	責任期間開始前に発病し、医師の治療を受けたことのある疾病をいい、妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病は含みません。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
テロ行為	政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がテロ行為その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
特定の感染症	コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、高病原性鳥インフルエンザ、赤痢、新型コロナウイルス感染症等をいいます。
旅行行程	日本滞在の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

### 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】◆おかけ間違いにご注意ください。

 **0570-022808** <通話料有料>

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）  
【インターネットホームページアドレス】<https://www.sonpo.or.jp/>

## <万一、事故にあわれたら>

- 保険金をお支払いする事由が発生した場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。保険金をお支払いする事由の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 賠償責任補償特約をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。  
(注)示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら交渉をすすめていただくこととなります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

このパンフレットは「海外旅行総合保険」の概要を説明したものです。  
詳細な説明をご希望される場合は、下記へお問い合わせください。

#### 引受保険会社



### 損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
団体・公務開発部第一課  
TEL.03-3349-5401 FAX.03-6388-0160  
受付時間：平日の9時から17時まで

#### 取扱代理店

### 株式会社潮見サービス

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町3-38 第5東ビル902  
保険部 担当：宮崎、谷口、島田  
TEL.03-5822-5651 FAX.03-5822-5652  
受付時間：平日の9時30分から17時30分まで  
E-MAIL [hoken@shiomi-s.com](mailto:hoken@shiomi-s.com)

#### 保険契約者

### 公益社団法人科学技術国際交流センター本部

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町3-38 第5東ビル901  
TEL.03-5825-9391 FAX.03-5825-9392 E-MAIL [insurance@jstec.or.jp](mailto:insurance@jstec.or.jp)